

消費者教育講話を行いました（11/7）

11月7日（月）、本校第二体育館にて、3学年の生徒を対象に弁護士の近江直人様より講話をしていただきました。近江先生は、秋田弁護士会消費者問題対策委員会委員長を務めておられます。本日は「18歳になって、得るもの、失うもの～成人になるとはどういうことか、知っておかなければならないことを伝えます！～」という演題のもと、クイズをたくさん交えながら、日常生活は契約にあふれていること、成年と未成年の違い、成年年齢の引き下げでどうなったか、これからの日常生活で考えていってほしいことなどについてお話をしていただきました。

契約について、成年になると未成年取消権がなくなり契約を取り消すことができず、悪徳業者は借金をさせて払わせようとする、高校3年生がターゲットになること、若者に多い消費者トラブルについて、心の落とし穴や心のクセを意識し、日々の買い物から意識してみる事の大切さなどたくさんのお話をいただきました。

